

財務諸表に関する注記 法人全体用

(令和2年度)

1. 継続事業の前提に関する注記 該当なし

2. 重要な会計方針

固定資産の減価償却の方法 建物、構築物、器具及び備品…定額法

退職給付引当金…職員の退職給付に備えるため、期末退職金要支給額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更 該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度 及び

福島県社会福祉協議会の退職共済制度を採用している。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

法人全体の作成する財務諸表は以下の通り。

(1) 法人全体 資金収支計算書 (第1号の1様式)

事業活動計算書 (第2号の1様式)

貸借対照表 (第3号の1様式)

財産目録

(2) 事業区分別内訳表 (第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)

当法人では、「社会福祉事業」のみ1事業を実施しているため作成していない。

(3) 拠点区分別内訳表 (第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、「育英会拠点区分」のみ1拠点を実施しているため作成していない。

(4) 育英会拠点区分 資金収支計算書 (第1号の4様式)

事業活動計算書 (第2号の4様式)

貸借対照表 (第3号の4様式)

財産目録

(5) サービス区分 (①本部 ②みそら保育園) 別紙3 育英会拠点区分 資金収支明細書

別紙4 育英会拠点区分 事業活動明細書

貸借対照表内訳表

財産目録内訳表

財産目録一覧表 (みそら保育園)

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物 (基本財産)	26,420,405	0	2,037,233	24,383,172
合計	26,420,405	0	2,037,233	24,383,172

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産 該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物 (基本財産)	91,175,504	66,792,332	24,383,172
構築物	1,065,277	1,065,276	1
器具及び備品	19,285,122	17,866,779	1,418,343
ソフトウェア	1,134,540	1,066,608	67,932
合計	112,660,443	86,790,995	25,869,448

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし

12. 関連当事者との取引の内容 該当なし

13. 重要な偶発債務 該当なし

14. 重要な後発事象 該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項 該当なし

財務諸表に関する注記 育英会拠点区分用

(令和2年度)

1. 継続事業の前提に関する注記 該当なし
2. 重要な会計方針
 固定資産の減価償却の方法 建物、構築物、器具及び備品…定額法
 退職給付引当金…職員の退職給付に備えるため、期末退職金要支給額を計上している。
3. 重要な会計方針の変更 該当なし
4. 育英会拠点区分で採用する退職給付制度
 独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度 及び
 福島県社会福祉協議会の退職共済制度を採用している。
5. 育英会拠点区分が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分
 育英会拠点区分の作成する財務諸表は以下の通り。
 (1) 育英会拠点区分 資金収支計算書(第1号の4様式)
 事業活動計算書(第2号の4様式)
 貸借対照表(第3号の4様式)
 財産目録
 (2) サービス区分 (①本部 ②みそら保育園) 別紙3 育英会拠点区分 資金収支明細書
 別紙4 育英会拠点区分 事業活動明細書
 貸借対照表内訳表
 財産目録内訳表
 財産目録一覧表(みそら保育園)
6. 基本財産の増減の内容及び金額
 基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物(基本財産)	26,420,405	0	2,037,233	24,383,172
合計	26,420,405	0	2,037,233	24,383,172

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
 該当なし
8. 担保に供している資産 該当なし
9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	91,175,504	66,792,332	24,383,172
構築物	1,065,277	1,065,276	1
器具及び備品	19,285,122	17,866,779	1,418,343
ソフトウェア	1,134,540	1,066,608	67,932
合計	112,660,443	86,790,995	25,869,448

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 該当なし
11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし
12. 関連当事者との取引の内容 該当なし
13. 重要な偶発債務 該当なし
14. 重要な後発事象 該当なし
15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項 該当なし